

有限責任中間法人 日本臨床高気圧酸素・潜水医学会 専門医認定制度規則

第1章 総 則

第1条 この制度は、高気圧環境医学の進歩を促し、医療の水準を向上させることを目的とする。

第2条 日本臨床高気圧酸素・潜水医学会は、前条の目的を達成するため、この規則により、高気圧酸素・潜水医学専門医（以下専門医と略記）を認定し、また専門医育成のために、専門医指定施設を認定する。

第2章 専門医及び専門医指定施設を審査する機関

第3条 専門医および専門医指定施設の審査は、専門医制度委員会がこれを行う。

第3章 専門医指定施設

第4条 日本臨床高気圧酸素・潜水医学会は、次の各項の条件をそなえ、専門医育成にふさわしい病院を専門医指定施設として認定する。

1. 高気圧環境医学に関する臨床・研究活動の実績を有していること。

1) 専門医が常勤していること

2) 治療症例数が第1種装置、第2種装置に関わらず年間 50 症例以上であること。ただし、年間 30 症例以上 50 症例未満の施設の場合は、5例のケースレポートを添付する。

3) 治療内容が充実していること

2. 高気圧環境医学に関する臨床・研究の教育指導体制がとられていること。

1) 専門医が常勤していること

2) 卒後臨床研修制度に準じて、研修医の受け入れが可能であること

3) 臨床研究が可能な環境であること

3. 高気圧環境医学の診療に必要な設備機器等が整備されていること。

1) 第1種装置、あるいは第2種装置を設置していること

2) 重症患者に対する監視装置や人工呼吸器などの機器が使用可能であること

第4章 専門医指定施設の認定

第5条 専門医指定施設の認定を受けようとする施設は、細則に定める申請書類を専門医制度委員会に提出しなければならない。

第6条 専門医制度委員会は、専門医指定施設として適当と認めた施設を、代表理事に報告する。

第7条 代表理事は、専門医制度委員会の報告にもとづき、理事会及び評議員会の議を経て、その施設を専門医指定施設として認定し、専門医指定施設認定証を交付する。

第8条 専門医指定施設認定証の有効期間は、その交付日より3年とする。

第5章 専門医指定施設の更新

第9条 専門医指定施設は、資格取得後3年ごとにこれを更新しなければならない。

第10条 専門医指定施設の更新を申請する施設は、細則に定める申請書類を専門医制度委員会に提出しなければならない。

第6章 専門医指定施設認定の解除

第11条 専門医指定施設は、次の理由により認定が解除される。

1. 第4条に該当しなくなったとき。
2. 専門医指定施設の認定を辞退したとき。
3. 専門医指定施設の更新手続きを行わなかったとき。

第7章 専門医申請資格

第12条 専門医になろうとする者は、次の各項に定める資格をすべてそなえていなければならない。ただし、日本専門医認定機構加盟学会の専門医資格を有しているものは本会会員であれば以下の1～3号を問わない。

1. 日本国の医師免許を有すること。
2. 申請時において、継続して5年以上本学会の会員であること。
3. 5年以上の臨床経験を有すること。
4. 専門医指定施設またはこれに準じる医療施設において、高気圧酸素治療部またはそれに準ずる部門の専従医として3年以上の臨床修練を行った者であること。または、それと同等の学識、技術を習得した者であること。

第8章 専門医の認定

第13条 専門医の認定を受けようとする者は、細則に定める申請書類を、申請手数料とともに専門医制度委員会に提出しなければならない。

第14条 専門医制度委員会は、毎年1回、専門医申請書類によって資格審査を行い、試験を行う。

第15条 専門医制度委員会は、専門医としての適否を審査し、その結果を代表理事に報告する。

第16条 代表理事は専門医制度委員会の報告にもとづき、理事会および評議員会の議を経て、その者を専門医として認定し、専門医認定証を交付する。

第17条 専門医認定証の有効期間は、その交付日より5年とする。ただし、第20条の規定によって、専門医がその資格を喪失した場合、専門医認定証の有効期間は、専門医の資格を喪失した日に終わる。

第9章 専門医の更新

第 18 条 専門医は、専門医資格取得後5年ごとに、これを更新しなければならない。ただし名誉会員（および功労会員）はその限りではない。

第 19 条 専門医の更新を申請する者は、細則に定める更新申請書類を専門医制度委員会に提出しなければならない。

第 10 章 専門医資格の喪失・取消

第 20 条 専門医は、次の各項の理由により、その資格を喪失する。

1. 日本国の医師免許を、喪失・返上したとき、または剥奪されたとき。
2. 本学会の会員資格を喪失したとき。
3. 専門医の資格を辞退したとき、または専門医の認定を取り消されたとき。
4. 専門医の更新手続きを行わなかったとき、または更新を認められなかったとき

第 21 条 専門医としてふさわしくない行為のあったとき、または専門医として不適と認められたときは、専門医制度委員会、理事会および評議員会の議決によって、専門医の認定を取り消すことができる。ただしこの場合、その専門医に対し、弁明の機会が与えられなければならない。

第 11 章 特 例 措 置

第 22 条 本章に定める特例措置は、平成 19 年 1 月 10 日から平成 22 年 3 月 31 日まで施行する。ただし、本条に定める期間は理事会の議決によって変更することができる。

第 23 条 第 12 条の規定にかかわらず、申請時において以下の資格のいずれかを満足する者は専門医の認定を申請することができる。

1. 日本国の医師免許を有すること。
2. 申請時において、継続して2年以上本学会の会員であること。
3. 5年以上の臨床経験を有すること。
4. 専門医指定施設またはこれに準じる医療施設において、高気圧酸素治療部またはそれに準ずる部門の専従医として5年以上の臨床修練を行った者であること。または、それと同等の学識、技術を習得した者であること。

第 12 章 付 則

第 24 条 この規則は専門医制度委員会、理事会および評議員会の議決を経なければ、変更または廃止することができない。

第 25 条 この規則を施行するため、別に細則を定める。

第 26 条 この規則は平成 19 年 1 月 10 日より施行する。